# 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター定款

制定(平成25年4月1日)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物処理施設の確保等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理 を推進し、もって産業の発展と地域住民の健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的 とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 産業廃棄物処理施設の確保に関する事業
  - (2) 産業廃棄物の処分に関する事業
  - (3) 産業廃棄物の処理についての相談及び普及啓発に関する事業
  - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産等)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会及び理事会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

# (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類を直近の評議員会に報告しなければならない。
- 3 第1項の書類は、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 4 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの 間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

## (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及びに決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定 時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、 承認を受けなければならない。
- 3 第1項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければ ならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を定時評議員会の日の2週間前の日から主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 評議員及び役員の名簿
  - (3) 評議員及び役員の報酬等の額及び支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した 書類

## (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

# (評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人 法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員候補者は、評議員会又は理事会がそれぞれ推薦することができる。
- 3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として 適任と判断した理由を説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人並びにこの法人の評議員及び役員との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 第12条 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のアからキまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
    - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
    - キ 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者又は評議員のいずれか1人 及びその親族その他特殊の関係がある者
  - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

### ア 理事

- イ 使用人
- ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。) である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学 共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務 省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律 により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 2 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその

旨を行政庁に届け出るものとする。

- 第13条 評議員会は、評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を除く評議員 会の決議によって当該評議員を解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、評議員会において、あらかじめ当該評議員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

## (評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の 任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第10条に定める定数に足りなくなるときは、当該評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

## (評議員の報酬等)

- 第15条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を評議員会で別に定めるところにより支払う ことができる。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

# (権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 評議員及び役員の選任又は解任
  - (2) 評議員及び役員の報酬等の額及び支給の基準
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (4) 定款の変更
  - (5) 残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

# (招集の通知)

- 第20条 理事長は、評議員会の開催の日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、 目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、 評議員会を開催することができる。

## (議長)

第21条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

### (決議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 評議員の解任
  - (2) 監事の解任
  - (3) 評議員に対する報酬等の額及び支給の基準
  - (4) 定款の変更
  - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 評議員又は役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員又は役員の候補者の合計数が第10条又は第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、 議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その 事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録によ り同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

## (議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事とすることができる。
- 4 前2項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第 197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

## (役員の選任等)

第27条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別 の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に 密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超 えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨 を行政庁に届け出るものとする。

#### (理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事 長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職 務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 理事及び使用人に対して必要に応じ、事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要に応じ意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするため必要に応じ、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、必要に応じ直接理事会を招集すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が 生ずるおそれがあるときは、必要に応じその理事に対し、その行為をやめることを請求する こと。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員の任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又 は現任者の残任期間とする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 3 役員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員の解任)

- 第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項の規定により理事を解任しようとするときは、評議員会において、あらかじめ当該理事 に対して意見を述べる機会を与えることができる。

# (役員の報酬等)

- 第32条 役員に対して、評議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、職務の執行に要した費用を評議員会で別に定めるところにより支払うことができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(招集)

第35条 理事会は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は事故があるときは、次の順位の理事が理事会を招集する。
  - 第一順位 副理事長
  - 第二順位 専務理事
  - 第三順位 各理事
- 3 理事会を招集するときは、開催の日の5日前までに、役員に対して、会議の日時、場所、目 的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。
- 5 理事長は、議案を審議する上で役員以外の者の意見を聞く必要があると認めるときは、その 者を理事会に出席させることができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき、若しくは理事長に事故があるとき、又は第29条第5号ただし書の規定により監事が招集したときは、理事長を除く理事の中から議長を選出する。

### (決議)

- 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理 事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 法人法第181条第1項の規定に基づき、定款の変更を評議員会の目的である事項として定める場合(法人法第180条第1項又は第184条に基づき評議員から請求された場合を除く。)
  - (2) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (3) この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権の行使の承認

#### (決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

## (報告の省略)

- 第39条 役員が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告については、適用しない。

#### (議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長、出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 委員会等の機関

## (委員会等の機関)

- 第41条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会等の機関を設置することができる。
- 2 この機関の目的、組織及び運営に必要な事項は、理事会が別に定める。
- 3 前項の定めは、法令及び定款に定める理事会等の権限に制約を加えるものであってはならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

- 第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第11条から第13条までについても適用する。

- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第11条第 1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事 項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## (残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(設置等)

- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局に、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て任免する。
- 4 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## (書類等の備付け)

- 第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 評議員及び役員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 評議員及び役員の報酬等に関する規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書等
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類

# 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」とい う。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度(以下「旧事業年度」という。)の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、瀧山親則とする。

附 則

この定款の変更は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この定款の変更は、平成27年11月5日から施行する。